

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成26年度	次回見直し予定	平成31年度
条 例 名	神奈川県男女共同参画推進条例				
条 例 番 号	平成14年神奈川県条例第8号	法 規 集	第4編第1章第5節		
所 管 室 課	県民局くらし県民部人権男女共同参画課				
条 例 の 概 要	男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	本条例は、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的として定められており、本県の男女共同参画を推進する必要性が高まっている中で、引き続き必要性が高い。			
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例に基づき、県内事業者の届出制度を設けることにより、企業における男女共同参画の推進に寄与しているほか、異性に対する暴力行為等を禁止することにより、被害者支援の施策等の効果的な実施につながるなど、有効に機能している。			
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例で規定する主な施策は、条例に根拠を置かなければ実施することができない施策や、条例に根拠を置くことにより一層推進を図ることができる施策であり、効率的な内容である。			
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例は、「男女がお互いを尊重しともに活躍できる社会づくり」を掲げる「かながわグランドデザイン」に適合しているほか、「かながわ男女共同参画推進プラン(第3次)」の実効性を高めることをねらいとしているものであるため、本条例と現行の施策は適合している。			
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例は、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、同法第9条の規定(地方公共団体の責務)により策定されたものであり、憲法及び法令に抵触するものではない。			
その他					
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。	